



島根県報

平成17年10月25日(火)
号外第100号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

条例

日本道路公団の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例	(総務課)	5
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	5
島根県防災会議条例の一部を改正する条例	(消防防災課)	5
島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例	(情報政策課)	6
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	7
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例	(健康推進課)	8
島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例	(農業経営課)	9
島根県花振興センター条例の一部を改正する条例	(農畜産振興課)	10
島根県漁港管理条例の一部を改正する条例	(漁港漁場整備課)	10
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部)	10

公布された条例等のあらまし

日本道路公団の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第61号)

1 条例の概要

(1) 島根県交通安全対策会議条例の一部改正

ア 日本道路公団の名称を西日本高速道路株式会社に改めることとした。(第2条関係)

イ その他規定の整理

(2) 島根県風致地区条例の一部改正

風致地区内で制限される行為を行う際に知事の許可を要しない国等の機関から、日本道路公団を削除することとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第62号)

1 条例の概要

(1) 自動車取得税の課税免除の対象となる自動車から、老人保健法及び労働安全衛生法の規定に基づく検診の用に供する自動車を除くこととした。(第60条関係)

(2) 第二種社会福祉事業に係る自動車及び自動車運転教習車に対する課税免除に関する規定を整備することとした。(第46条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県防災会議条例の一部を改正する条例(条例第63号)

1 条例の概要

委員の定数の改正(第2条関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する委員	22人以内	24人以内

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（条例第64号）

1 条例の概要

(1) 電磁的記録による保存（第3条関係）

民間事業者等は、保存のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとした。

(2) 電磁的記録による作成（第4条関係）

民間事業者等は、作成のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面等が条例等により保存をしなければならないとされているものであって、規則に定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができることとした。

(3) 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

民間事業者等は、縦覧等のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができることとした。

(4) 電磁的記録による交付等（第6条関係）

民間事業者等は、交付等のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面等が条例等により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって規則で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができることとした。

(5) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。

ア 島根県県税条例（附則第2項関係）

イ 島根県産業廃棄物減量税条例（附則第3項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第65号）

1 条例の概要

特定非営利活動法人が、書面の備置き、作成又は閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録による保存等を行う場合は、磁気ディスクをもって調製するファイルによる方法その他の規則で定める方法によらなければならないこととした。（第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（条例第66号）

1 条例の概要

(1) 島根県国民健康保険調整交付金（以下「国民健康保険調整交付金」という。）は、普通調整交付金及び特別調整交付金とすることとした。（第2条第1項関係）

- (2) 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して規則で定めるところにより交付することとした。(第2条第2項関係)
- ア 一般被保険者に係る所得及び一般被保険者の数並びに介護保険第二号被保険者に係る所得及び当該被保険者の数
- イ 療養の給付に要する費用等の額及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額から規則で定める額を控除した額
- (3) 特別調整交付金は、市町村における国民健康保険事業の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して規則で定めるところにより交付することとした。(第2条第3項関係)
- (4) 普通調整交付金の総額は、国民健康保険調整交付金の総額の7分の6に相当する額とすることとした。(第2条第4項関係)
- (5) 特別調整交付金の総額は、国民健康保険調整交付金の総額の7分の1に相当する額とすることとした。(第2条第5項関係)
- (6) 普通調整交付金及び特別調整交付金の総額は、相互に流用が可能とすることとした。(第2条第6項関係)
- (7) 平成17年度における普通調整交付金及び特別調整交付金の総額について、所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項・第3項関係)

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成17年度分の国民健康保険調整交付金から適用することとした。

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第67号)

1 条例の概要

- (1) 島根県立農業大学校の設置場所に飯石郡飯南町を加えることとした。(第2条関係)
- (2) 寄宿舎使用料の徴収に係る規定の新設(第6条・第7条関係)

寄宿舎の名称	使用料の額
清 友 寮	月額 7,000円
友 波 寮	月額 11,000円
飯 南 寮	月額 3,000円

2 施行期日等

平成18年4月1日から施行することとした。ただし、平成18年3月31日に在学する者に係る平成18年度の寄宿舎使用料は、徴収しないこととした。

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例(条例第68号)

1 条例の概要

- (1) 花ふれあい公園には、4月1日から11月30日までの間は、休園日を設けないこととした。(第17条関係)
- (2) 島根県立美術館条例等の一部を改正する条例の一部改正(附則第3項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第69号)

1 条例の概要

- (1) 毎月の漁港入出港状況を報告する船舟から国際航海に従事するものを除くこととした。(第15条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年11月1日から施行することとした。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第70号）

1 条例の概要

- (1) 警備員又は警備員になろうとする者の警備業務に関する知識及び能力に関する検定（以下「新検定」という。）事務等に係る手数料の新設（別表第1の61の項 - 61の4の項・64の項関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
新検定を受けようとする者	
ア 警備業務対象施設における盗難等の事故又は運搬中の現金等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務に係るもの	16,000円
イ 人又は車両の雑踏する場所等における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務に係るもの（車両を用いて行われるものに限る。）	14,000円
ウ 人又は車両の雑踏する場所等における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務に係るもの（イに掲げるものを除く。）	13,000円
新検定の合格証明書の交付を受けようとする者	10,000円
新検定の合格証明書の書換え交付を受けようとする者	2,200円
新検定の合格証明書の再交付を受けようとする者	2,000円
警備員指導教育責任者に対する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者	5,000円
改正前の警備業法の規定による検定（以下「旧検定」という。）に合格した者であって、新検定に合格した者とみなされるための審査を受けようとする者	4,700円

- (2) 警備業法関係手数料の額の改定（別表第1の55の項・59の項・60の項・63の2の項関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額	
	改定前	改定後
警備業の認定証の再交付を受けようとする者	2,100円	2,000円
警備員指導教育責任者講習を受けようとする者	1講習につき 37,000円	1時間につき 1,200円
警備員指導教育責任者資格者証の書換え交付を受けようとする者	2,100円	2,000円
警備員指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとする者	1,900円	1,800円
機械警備業務管理者資格者証の書換え交付を受けようとする者	2,100円	2,000円
機械警備業務管理者資格者証の再交付を受けようとする者	1,900円	1,800円

- (3) 旧検定に係る手数料の廃止
- (4) 引用する条項の整理（別表第1の55の項 - 60の項・62の項 - 63の2の項関係）

2 施行期日

平成17年11月21日から施行することとした。

条 例

日本道路公団の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第61号

日本道路公団の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県交通安全対策会議条例の一部改正)

第 1 条 島根県交通安全対策会議条例(昭和45年島根県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

第 5 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

(島根県風致地区条例の一部改正)

第 2 条 島根県風致地区条例(昭和45年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第11号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第62号

島根県税条例の一部を改正する条例

島根県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第46条第 8 号中「第 2 条第 3 項第 4 号」を「第 2 条第 3 項」に、「老人デイサービスセンター」を「第二種社会福祉事業」に、「財団法人長寿社会開発センター」を「民法第34条に規定する公益法人」に、「デイサービス利用者の当該老人デイサービスセンターへ」を「当該第二種社会福祉事業に係る利用者」に改め、同条第10号中「私立学校法(昭和24年法律第270号)第 2 条第 3 項に規定する私立学校又は」を削り、同条第11号中「所有する自動車」の次に「(バスに限る。)」を加え、「バスに限る」を「第 8 号に規定する自動車を除く」に改める。

第60条第 3 号中「救急自動車」の次に「(第 1 号に規定する救急自動車を除く。)」を加え、「老人保健法若しくは労働安全衛生法」を削る。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第63号

島根県防災会議条例の一部を改正する条例

島根県防災会議条例(昭和37年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「22人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第64号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

ウ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第2条第2号ニからチまでに掲げるもの

(2) 条例等 県の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)をいう。

(3) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。

(6) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。

(7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。

(8) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

(9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年島根県条例第36号)第2条第6号に掲げる申請等として行うものを除く。

(10) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(規則で定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等

の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(規則で定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって規則で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県県税条例の一部改正)

2 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「の備付け、当該電磁的記録による同項の帳簿に記載すべき事項の記録及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録」及び「帳簿の備付け、帳簿への記載及び」を削り、同条第3項中「備付け又は」及び「電磁的記録又は」を削る。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

3 島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「の備付け、当該電磁的記録による同項の帳簿に記載すべき事項の記録及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録」及び「帳簿の備付け、帳簿への記載及び」を削る。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第65号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による保存等）

第6条 特定非営利活動法人が、法第44条の3に掲げる備置きについて、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の規定に基づき、書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、磁気ディスクをもって調製するファイルによる方法その他の規則で定める方法によらなければならない。

2 特定非営利活動法人が、法第44条の3に掲げる作成について、電子文書法第4条第1項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録による作成を行う場合は、磁気ディスクをもって調製するファイルによる方法その他の規則で定める方法によらなければならない。

3 特定非営利活動法人が、法第44条の3に掲げる閲覧について、電子文書法第5条第1項の規定に基づき、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録による縦覧等を行う場合は、電子計算機の映像面における表示その他の規則で定める方法によらなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第66号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、島根県国民健康保険調整交付金（以下「国民健康保険調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（国民健康保険調整交付金）

第2条 国民健康保険調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して規則で定めるところにより交付する。

(1) 一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び一般被保険者の数並びに介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者である被保険者をいう。）に係る所得及び当該被保険者の数

(2) ア及びイに掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額の合算額から規則で定める額を控除した額

イ 介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額

- 3 特別調整交付金は、市町村における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して規則で定めるところにより交付する。
- 4 普通調整交付金の総額は、法第72条の2第2項の規定に基づく国民健康保険調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。
- 5 特別調整交付金の総額は、法第72条の2第2項の規定に基づく国民健康保険調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。
- 6 普通調整交付金の総額が、第2項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年度分の国民健康保険調整交付金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における普通調整交付金の総額は、第2条第4項の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第25号)附則第3条第5項の規定に基づく国民健康保険調整交付金の総額の5分の4に相当する額とする。
- 3 平成17年度における特別調整交付金の総額は、第2条第5項の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第3条第5項の規定に基づく国民健康保険調整交付金の総額の5分の1に相当する額とする。

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第67号

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農業大学校条例(昭和57年島根県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大田市」の次に「及び飯石郡飯南町」を加える。

第6条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 寄宿舎を使用する者は、次の表の左欄に掲げる寄宿舎の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の寄宿舎使用料を納付しなければならない。

清 友 寮	月額7,000円
友 波 寮	月額11,000円
飯 南 寮	月額3,000円

第7条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 寄宿舎使用料は、各月に係る寄宿舎使用料について、毎月校長が定める期間内にその月分を納付しなければならない。
- 5 寄宿舎に入舎した場合又は退舎した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の寄宿舎使用料の額は、日割計算による。

第8条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第1項及び第3項中「授業料」の次に「及び寄宿舎使用料」

を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在学している者に係る施行日から平成19年3月31日までの間の寄宿舍使用料については、この条例による改正後の島根県立農業大学校条例第6条及び第7条の規定にかかわらず、徴収しない。

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第68号

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「月曜日」を「4月1日から11月30日までの間を除く火曜日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間の休園日については、この条例による改正後の島根県花振興センター条例第17条第1号の規定にかかわらず、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）とする。

（島根県立美術館条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 島根県立美術館条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。
第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第69号

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例

島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「附する」を「付する」に改める。

第15条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「船舶」の次に「（国際航海に従事するものを除く。）」を、「前項」の次に「本文」を加える。

第16条中「附した」を「付した」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第70号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の55の項中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同表の56の項中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同表の57の項中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同表の58の項を削り、同表の59の項中「第11条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同項を同表の58の項とし、同表の60の項中「第11条の3第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に、「1講習」を「講習1時間」に、「37,000円」を「1,200円」に改め、同項を同表の59の項とし、同表の61の項中「第11条の3第4項又は第5項」を「第22条第5項又は第6項」に、「2,100円」を「2,000円」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同項を同表の60の項とし、同項の次に次のように加える。

61 警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者		1 講習につき	5,000円
61の2 警備業法（以下この項において「法」という。）第23条第1項の規定に基づく検定を受けようとする者	1 法第2条第1項第1号又は第3号に掲げる警備業務に係る検定	1 件につき	16,000円
	2 法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係る検定（車両を用いて行われるものに限る。）	1 件につき	14,000円
	3 法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係る検定（2に掲げるものを除く。）	1 件につき	13,000円
61の3 警備業法第23条第4項の規定に基づく合格証明書の交付を受けようとする者		1 件につき	10,000円
61の4 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項又は第6項の規定に基づく合格証明書の書換え又は再交付を受けようとする者	1 書換え	1 件につき	2,200円
	2 再交付	1 件につき	2,000円

別表第1の62の項中「第11条の6第2項」を「第42条第2項」に改め、同表の63の項中「第11条の6第2項第1号」を「第42条第2項第1号」に改め、同表の64の項中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第4項又は第5項」を「第22条第5項又は第6項」に、「2,100円」を「2,000円」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同項を同表の63の2の項とし、同項の次に次のように加える。

64 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく審査を受けようとする者		1 件につき	4,700円
---	--	--------	--------

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。

